

生徒心得

第1章 生活態度

自分の人格に誇りを持ち、学習途上の立場を自覚し、品位を失わず、しっかりした生活態度を自律的に確立するようつとめよう。

1. 先生・来客・友人に対し、場面になつた礼儀作法を忘れぬこと。
2. 意を尽くした言葉づかいをし、不適切な話題や表現は慎むこと。
3. 服装規定

服装は、清潔・端正・簡素を旨とし、良識に従うこと。

(1) 制服

本校指定学生服上下・カッターシャツ。

リボンまたはネクタイを着用。

その他の制服（オプション）本校指定ベスト・セーター・カーデガン及び、
長袖カラーシャツ・半袖ポロシャツ

(2) 制服は、変造することを禁止する。

(3) 通学靴

機敏に行動できるもの。ハイヒール、サンダル、ブーツ等は認めない。

(4) カバン

あまり高価なものを使用せず、勉強やクラブ活動に適したものを使用すること。

(5) 防寒着

学校指定のウインドブレーカーを着用すること。

(6) 校舎内上履

学校指定のスリッパ（学年色別）を使用すること。

- (7) 染髪、脱色、パーマ、エクステ、地肌レベルの刈り込み・剃り込み（ライン等）、
化粧、マニキュア、カラーコンタクトやネックレス、ピアス、指輪、その他の
装身具の着用は、一切禁止する。

4. スマートフォン・携帯電話等の利用

スマートフォン・携帯電話等については、SHR 中や授業中の使用は厳禁する。また、着信音等が授業の妨げにならないよう、SHR 中や授業中は電源を切ること。

SNS への投稿は、個人情報漏えいする恐れがあるので十分注意すること、特に、学校や個人の肖像権を侵害する恐れのある写真等は投稿を禁止する。また、他人の名誉を棄損するような誹謗や中傷は厳禁する。

第2章 対人関係

個性の伸長と確立のために、他の多くの人格との触れ合いを持つことは大切なことである。おのれを失わず、他の人格と協調し、互いの人格を尊重し合う態度を持つこと。真剣に意見をたたかわせ、悩みや苦しみを分かちあえる友こそ真の友人であることを知ろう。

1. 他者との交際においては、相互の特性を理解して、明朗な交際の中で協力し合うこと。
2. 先輩・後輩の間柄において、間違った上下関係におちいることなく、相互の敬愛と批判を失わぬこと。
3. いかに親しい交際でも、物品の贈答や金銭の貸借などはやめること。

第3章 集団活動

学校生活において、いろいろの生徒集団の自治活動は、きわめて大きい役割をになっている。民主的な規律に従い、自発性、計画性を持ってこれに参加して、自らの役割をはたしていこう。それは、人間としての生き方の確立にかかわる重要な学習でもある。

1. ホームルーム

- (1) 規律のある活き活きとしたクラスになるよう、全員がよく話しあい、協力しあって創意を発揮しよう。
- (2) ロングホームルームについては、学級担任の指導を受けて計画をつくり、よく準備して行うこと。

2. 部活動

- (1) 常に健全で規律ある民主的集団として、合理的計画のもとに活動すること。
- (2) 活動については、特別活動部、顧問の指導及び代表者会議の申し合わせ事項に従うこと。
- (3) 原則として、放課後になるまでは部室を使用しないこと。
- (4) 部室の清掃には、部員が責任を持つこと。

3. 要許可事項

- (1) 生徒間の集会・催物・署名運動・募金 特別活動部へ
- (2) 対外競技試合・合宿・他校との合同会合 部長より顧問へ
- (3) 校外団体への加盟 特別活動部へ
- (4) 印刷物の刊行または配布 特別活動部へ
- (5) ポスター、ビラ、その他の掲示 特別活動部へ

第4章 校内生活

学校は、学習の場であり、また、集団生活の場であることに留意し、定められた事項をきちんと実行するのはもちろん、他に迷惑をかけず、何事にもまじめで積極的な態度で取り組んでいこう。

1. 生徒手帳を携行すること。
2. 掲示・放送等による伝達に注意すること。
3. 遅刻・欠席をしないようにつとめること。
*欠席の時は、必ず保護者から連絡してもらうこと。
4. 急に体調の不良を感じた場合は、近くの先生にすみやかに申し出て指示を仰ぐこと。
5. 自習時間は、教室で静かに自習すること。
6. 食堂の販売物は、食堂周辺以外に持ち出して飲食しないこと。
7. 清掃
 - (1) 校舎内外の清掃美化に努めること。
 - (2) 割り当てに従い放課後直ちに行き、監督の先生の検査を受けること。
 - (3) ゴミを落とさないようにし、気がつけばすすんで拾うようにすること。
8. 学校の建物・器具は大切に取り扱い、使用したときは後始末を忘れないようにし、これらを損傷したときは直ちに先生に届け出ること。
9. 遺失物・盗難予防
 - (1) 自分の所持品には名前を書き、教室等に放置しないこと。
 - (2) 多額の金銭や貴重品を持参しないこと。やむをえず持参して身から離すときは貴重品袋を用いるなどして先生にあずけ盗難予防に留意すること。
 - (3) 所持品の紛失・拾得は、直ちに担任または生徒指導部の係に届けること。
10. 要許可事項
 - (1) 欠席・早退 (保護者から) 担任へ
 - (2) 始業から放課後になるまでの外出 (保護者から) 担任へ
 - (3) 下校時刻（午後5時）以降の居残り 顧問または担任等の付き添い
 - (4) 休日、早朝及び放課後の学校施設の使用 顧問より特別活動部へ
 - (5) 自転車通学（単車通学は厳禁） 生徒指導部へ

第5章 校外生活

郊外にあっては、つねに公明正大に行動し、家人に無用の心配をかけないようにしよう。一人ひとりの言動が信太高校生全体を代表していることに留意しよう。交通規則・社会道德等を厳守し社会の一員としての自覚を失わぬようにふるまおう。

- 1. 青少年保護条例に基づき入場を禁止された場所に出入りしないこと。
- 2. 警察官や校外補導員の補導をうけた時は、ありのままを素直に答え、速やかに担任または生徒指導部に連絡すること。
- 3. 道路の通行・自転車の運転等には道路交通規則を守り、安全に留意し、万一事故のあった場合は、すぐに警察と学校に連絡すること。
- 4. 旅行をするときは、保護者より学校の許可を得ること。
- 5. アルバイトをやむを得ず、しなければならない時は、よくその仕事の性質、環境を調べ、保護者とよく相談して決めること。
- 6. 学校の内外を問わず、集会をしたり、団体を結成したり、他の団体に加入したり、しようとするときは、事前に保護者とよく相談して許可を得ること。
- 7. 外出は、行先・帰宅時間を家人に告げ、外泊は必ず家庭の承諾を得ること。

届出および許可を要する場合と手続き

(届出・願出事項一覧)

	事項	所定用紙	用紙の場所	手続き
1	欠席する場合	なし	なし	始業時刻までに保護者より電話等で連絡する。
2	インフルエンザ等学校感染症にかかった場合	学校感染症証明書	職員室 保健室 (HP からダウンロードも可)	保護者から担任へ連絡し、証明書を後日提出する。 (医師の診断書でも可)
3	遅刻した場合	遅刻カード	生徒指導室	カードを受け取り、教室で授業担当の先生へ提出する。 休憩時間中の場合はカードを次の時間の授業担当の先生へ提出する。
4	早退する場合	早退届	職員室	担任の許可を受け早退（外出）する。早退の場合は帰宅後学校へ連絡する。 一時外出の場合は、帰校時直ちに担任へ連絡する。
5	登校後一時外出する場合	外出届	職員室	
6	欠試する場合	欠試理由届	職員室 (HP からダウンロードも可)	用紙に所定の事項を記入し、指定された期日までに担任に提出する。 (診断書等が必要な場合もある)